

組 織 図

広島県高等学校教育研究会 美術、工芸部会

各地区の研究・研修等

福山地区

尾三地区

三次地区

呉地区

広島地区

事務局

会 則

広島県高等学校教育研究会美術、工芸部会会則

第1条（名 称） 本会は、広島県高等学校教育研究会美術、工芸部会（以下「美工部会」という）と称する。

第2条（目 的） 美工部会は、美術、工芸教育に関し、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県高等学校及び特別支援学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

第3条（事 業） 美工部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- (1) 研究会、講習会、展覧会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物出版
- (4) その他教育研究会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

第4条（会 員） 美工部会は、美工部会の趣旨に賛同する県内高等学校及び特別支援学校の教職員で構成する。

第5条（入 会） 会員になろうとする者は、役員会において別に定めるところにより美工部会長に申し出なければならない。

第6条（退 会） 1 会員が退会するときには美術、工芸部会長に申し出なければならない。
2 退職の場合は自動的に会員の資格を失う。ただし、再任用で会員を継続した場合、退会については1に準ずる。

第7条（役 員） 1 美工部会に次の役員を置く。
（1）部 会 長 1人
（2）副部会長 原則5人（各地区の支部長を兼ねる。）
（3）理 事 15人程度
（4）監 事 2人
2 役員は、役員会で選出する。
3 部会長及び副部会長は、校長の職にある者でなければならない。

第8条（職 務） 役員職務は次のとおりとする。
（1）部会長は、美工部会を代表し、会務を統括する。
（2）副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。また、地区支部を代表し、会務を統括する。
（3）理事は美工部会の会務を分担処理する。
（4）監事は会計を監査する。

第9条（任 期） 1 役員任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第10条（役員会） 1 部会長は、美工部会の運営等について協議が必要な場合は、役員会を招集する。
2 役員会は、第6条に定める役員で構成する。
3 予算及び決算を審議する。

第11条（総会） 総会は、年1回を原則として部会長がこれを招集する。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第12条（会計） 1 美工部会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。
2 会費の額は、役員会において別に定める。

第13条（支 部） 本会は、原則として広島・呉・三次・尾三・福山の地区にそれぞれ地区支部を設ける。

- 第14条（事務局）
- 1 美工部会にかかわる庶務を処理するため、役員会において別に定める学校に、事務局を置く。
 - 2 事務局は理事より選出された理事長1人、副理事長2人、事務局長1人、会計1人をもって構成する。
 - 3 事務局のもちまわりは、西（広島・三次・呉）4年。東（福山・尾三）2年の輪番を原則とする。

第15条（除 名） 会員が、教育研究会及び美工部会の目的に反する行為を行った場合、役員会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

第16条（会則改正） この会則の改正は、役員会の4分の3以上の賛成及び広島県高等学校教育研究会の承認を得なければならない。

第17条（その他） この会則に定めるもののほか、美工部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

規約一部改正、平成16年5月27日

規約一部改正、平成18年5月26日

規約一部改正、平成19年5月25日

規約一部改正、平成20年6月6日

規約一部改正、平成21年12月9日